伊勢原市パブリックコメント制度の概要

市

民

予告

広報いせはら、ホームページで予告します

⇐

案の公表

最終的な意思決定を行う前に案を公表します

資料の公表

趣旨、目的、背景その他の資料を公表します

公表の方法

指定場所で閲覧・配布し、ホームページに掲載します

⇒

意見等の提出期間

おおむね３０日を標準とします

意見等の提出方法

提出、郵送、ＦＡＸ、メール等によります

意見提出の条件

住所(所在地)、氏名を明示して下さい

⇐

意見、考え方等の公表

意見等の概要、市の考え方を公表し、案を修正した場合は、内容と理由を公表します

意見･考え方等の公表の方法

指定場所で閲覧・配布し、ホームページに掲載します

市

政策等の決定過程

案の決定

▼

▼

▼

意見の考慮

▼

▼

▼

政策等の決定

実施主体＝実施機関

市長その他の執行機関が実施します

但し、議会は除かれます

対象＝市の重要な政策等

① 総合計画その他の基本的政策を定める計画

② 個別の分野で施策の基本的方向を定める計画

③ 基本的な方針、制度を定める条例

(行政内部についての条項を除く)

④ 権利の制限、義務の賦課に関する条例（金銭徴収に関する条項を除く）

⑤ 市民生活、事業活動に影響する規則等

⑥ その他実施機関が必要と認めるもの

適用除外

① 直接請求により条例を定める場合

② 市民意見聴取の手続が法令等に定められている場合

③ 迅速、緊急を要する場合

④ 軽微なものと認められる場合

⑤ 実施機関に裁量の余地が少ない場合

対象外の公表

パブリックコメント手続を実施しないときは、その旨を広報いせはらとホームページで公表します